

# 志木市高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画 (H30～R2) 体系別事業一覧

## 基本目標1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

施策	番号	担当課	事業名	事業内容	事業目的(背景)	課題(問題点)	今後の展開(方向性)	実績値		事業目標		取り組み内容(H30)	達成状況(H30)	取り組み内容(R1)	達成状況(R1)	R2事業目標の見直し
								平成30年度当初	30年度	元年度	2年度					
(1) 地域包括ケア体制の確立	1	長寿応援課 共生社会推進課	・地域包括ケアの推進体制と施策連携 ・高齢者あんしん相談センター・幸町の機能強化 ・基幹型センターの検討	・地域包括ケアまちづくり推進のための組織体制づくりとともに、庁内で横断的に地域包括ケアに資する事業を推進する。 ・市内の高齢者あんしん相談センターを統括する基幹型の役割を担う組織の方向性を検討し、高齢化率の高い船・幸町地区のセンターの充実を図る。	・高齢化等の地域環境を踏まえ平成28年度に策定した取組方針に従い、地域包括ケア等に向けまちづくりの推進を加速する。 ・基幹型センターを直営で設置する場合、定員管理計画や組織体制等庁内における人員体制の検討・協議が必要である。 ・市民への周知などに向けた組織横断的な取組の強化が必要である。	・地域包括ケアの取組から、新たな地域共生を視点に子ども等を含む横断的取組への発展を図る。 ・すべての地域包括支援センターが委託による設置である現状を踏まえ、運営協議会において基幹型センターの在り方を検討する。	・推進本部体制の構築と検討 ・高齢者あんしん相談センター・市内5か所(基幹型センター)・職員数 各5.5人(1か所のみ6人)	・推進本部体制の構築、自助・互助に資するプログラムの検討実施、未来会議の実施 ・高齢者あんしん相談センターと強化内容の協議、人材の確保 ・職員数 2人 ・運営協議会における審議開催回数 2回	・自助・互助に資するプログラムの検討実施、未来会議の実施 ・基幹型組織の設置に関する方向性の決定	・自助・互助に資するプログラムの検討実施 ・基幹型組織の設置に向けた庁内協議の実施	・推進本部体制の構築、自助・互助に資するプログラムの検討実施、未来会議の実施 ・4月より高齢者あんしん相談センター・幸町に専門職(主任介護支援専門員・介護支援専門員)を増員配置した。2名 ・地域包括支援センター運営協議会にて基幹型組織について協議した。1回	△	・令和2年度に基幹福祉相談センターの新設決定。 ・地域包括ケアスタートアップ・プログラム対象事業の検討実施	○	有 ・地域包括ケア推進体制の見直しとプログラムの再検討	
(2) 地域共生社会に向けた提供体制の確立	2	長寿応援課 共生社会推進課 市民活動推進課	生活支援体制整備事業	・第一層、第二層協議体の開催 ・住民向けフォーラム、体験会等の実施 ・生活支援コーディネーター、協議体による地域資源の把握等	地域包括ケアシステム推進には、多様な主体によるサービス提供体制の整備、担い手となる地域の人材や団体の発掘・育成、住民主体の支え合いを醸成する必要がある。	住民を含む多様なニーズや支え合い活動を充足させる体制の構築には、協議体に十分な時間をかけるとともに、上位計画である地域福祉計画他、関連計画との整合性を図りながら、関係各課との密接な連携の必要がある。	地域住民の主体性を引き出す活動を継続することにより、生活支援コーディネーター及び協議体を中心とした活動を広め、支え合いの体制の醸成と人材及び団体の発掘・育成とサービスの創出等を目指す。	・協議体開催回数 第一層 5回 第二層 計15回 事業周知のためのフォーラム等開催 2回(第一層・第二層を含む)	・協議体開催回数 第一層 5回 第二層 計15回 事業周知のためのフォーラム等開催 2回(第一層・第二層を含む)	・協議体開催回数 第一層 7回 第二層 計19回 事業周知のためのフォーラム等開催 7回(第一層・第二層を含む)	△	・協議体開催回数 第一層 7回 第二層 計30回 事業周知のためのフォーラム等開催 8回(第一層・第二層を含む)	○	無		
(3) 権利擁護・成年後見の強化	3	共生社会推進課 長寿応援課 子ども支援課	・成年後見制度の普及啓発 ・地域連携ネットワークの構築 ・成年後見制度利用支援事業	・市と後見ネットワークセンターを中核機関として成年後見制度普及啓発や市民後見人育成、関係機関との連携等を行う。 ・支援が必要な市民に対し、成年後見制度利用支援事業による申立て、報酬助成を行う。	高齢化や障がい者の増加に伴う成年後見制度に関する支援の重要性から、全国初の「成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定し、判断力が不十分な認知症や知的、精神障がい者に対する支援を行う。	市民が成年後見制度等の理解を深めるとともに、必要な人に成年後見制度の支援ができるよう専門職との連携体制づくりが必要である。	市直営の後見ネットワークセンターが中核機関として、他の関係団体との連携を図りながら、成年後見制度に関する施策を積極的に展開する。	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・後見ネットワークセンターの開設、一次相談機関の位置づけ ・シンポジウム・講演会1回、市民後見人養成講座等の実施 ・市民後見人受任 延べ6人 他	・成年後見制度利用促進基本計画の策定、アンケート調査(地域福祉計画内による) ・後見ネットワークセンターの開設、一次相談機関の位置づけ ・講演会1回、市民後見人養成講座等の実施 ・市民後見人受任 延べ7人	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・後見ネットワークセンター相談(障がい、未成年後見含む)516人 ・シンポジウム・講演会参加 401人、市民後見人養成講座参加 24人 ・市民後見人受任 延べ6人 他	○	・後見ネットワークセンター相談(障がい、未成年後見含む)328人 ・講演会参加 208人 ・市民後見人養成講座参加 24人 ・市民後見人受任 延べ7人 他	○	無		
(4) 高齢者虐待対策等の強化	4	長寿応援課 共生社会推進課	高齢者虐待への対応・連携・啓発	・家庭内、施設虐待に対する関係機関と連携した早期対応の実施 ・虐待防止の理解と普及啓発	虐待の早期発見と適切な連携に基づく対応は、高齢者の生命、及び財産を守るための優先事項である。	虐待防止の意識の定着には繰り返しの啓発が必要である。また、関係機関が役割を分担した適切な連携による対応を継続するため、意識の共有が必要である。	個別支援会議等、関係機関との連携を継続し、虐待の早期発見と迅速な対応に努める。また、虐待防止の意識を持続させるため、研修会等様々な機会の構築を図り、顔の見える関係を維持する。	・地域ケアエリア会議による個別支援40回開催 ・高齢者あんしん相談センターによる虐待相談の実施 ・要援護高齢者等支援ネットワークシステム会議の開催 1回	・地域ケアエリア会議による個別支援40回開催 ・高齢者あんしん相談センターによる虐待相談の実施 ・要援護高齢者等支援ネットワークシステム会議の開催 1回	・地域ケアエリア会議による個別支援38回開催 ・虐待相談 88件 ・要援護高齢者等支援ネットワークシステム会議 1回(後見ネットワークセンター記念シンポジウムとの同時開催)	△	・地域ケアエリア会議による個別支援 34回開催 ・虐待相談 63件 ・要援護高齢者等支援ネットワークシステム会議 1回(志木市成年後見制度利用促進事業・志木市障がい者利用促進事業講演会と同時開催)	△	無 (地域ケアエリア会議は目標回数に達しなかったものの、必要事例に関して適切に開催し、一定の成果をあげていると言える。本会議は各センターの主催だが、定期開催にする等、運営を工夫しているため、目標の見直しは無)		
(5) 高齢者福祉サービスの充実	5	長寿応援課	・緊急時連絡システムの設置 ・高齢者見守り通報システムの設置	・緊急時連絡システム(無料)ひとり暮らしや日中ひとりになる高齢者で、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する人 ・高齢者見守り通報システム(有料)ひとり暮らし等で健康状態に不安を抱える人	緊急時に救急要請ができるシステムを設置することにより、高齢者が安心して生活できる環境を整備する。	制度の周知を図り、有料制度の利用も促進する必要がある。	関係機関との連携により、対象者の把握に努め、制度の周知によって利用の促進と適切な普及を図る。	・緊急時連絡システム 設置 計260台 ・高齢者見守り通報システム 設置 計18台	・緊急時連絡システム 設置 計300台 ・高齢者見守り通報システム 設置 計25台	・緊急時連絡システム 設置 計350台 ・高齢者見守り通報システム 設置 計30台	×	・緊急時連絡システム 設置 計254台 ・高齢者見守り通報システム 設置 計24台	×	有 ・緊急時連絡システム 設置 計250台 ・高齢者見守り通報システム 設置 計25台 令和元年度新規設置者数から目標設置数を下方向修正した。		
(6) 低所得者への対策	6	長寿応援課	社会福祉法人による利用者負担軽減措置	介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、低所得者に対し介護保険利用者負担の軽減を行う。	所得が低い高齢者にとって、介護保険利用料の負担は、精神的、経済的負担をさらに強め、安定した生活を阻害するため、サービス利用料の補助が必要である。	法人からの申請が必要だが、給付実績がなく、制度の周知が必要である。	未実施である現状を踏まえ、社会福祉法人へ制度を周知し、利用者の負担軽減の促進を図る。	対象事業者 0箇所	対象事業者 1箇所	対象事業者 2箇所	△	・市内特養運営法人への制度周知	×	無 (登録事業所は1カ所にとどまっている。当該事業は特養に限らず、他の在宅事業でも実施可能であることから、周知を行う対象を拡大し、再度周知を図る。)		
(7) 高齢者の安全対策の充実	7	防災危機管理課	・地域防災訓練 ・防災講座	地域防災訓練を通して防災対策を図るとともに、防災講座を通して地域の相互扶助の意識の高揚を図る。	災害対策は安全な地域づくりのための重要施策であり、災害への備えには継続的な訓練と住民による相互扶助の意識の高揚が必要である。	避難行動要支援者名簿の活用方法を検証し、より効果的な訓練を実施する必要がある。	より効果的な災害対策を模索するため、地域での防災訓練の支援を継続し、要配慮者を含む地域住民が安心して暮らすことができる体制整備に努める。	・地域防災訓練の実施 34回 参加者数 3,766人 ・防災講座の実施 4回 参加者数 115人	・地域防災訓練の実施 35回 参加者数 4,000人 ・防災講座の実施 5回 参加者数 140人	・地域防災訓練の実施 36回 参加者数 4,200人 ・防災講座の実施 5回 参加者数 150人	○	・地域防災訓練の実施 24回 参加者数 2,955人 ・市民総合防災訓練 1回 参加者数 2,332人 ・防災講座の実施 7回 参加者数 463人	○	無 (昨年度は4年に1回の総合防災訓練が実施されたため、地域での防災訓練は少なかったが、参加者数では目標を満たしていたため、目標の見直しは行わない。)		
(8) バリアフリーのまちづくりの推進	8	長寿応援課	住宅改良補助事業	居室内の段差解消や、スロープ及び手すりの設置等の住宅改修費を補助し、高齢者が安心して暮らすことのできる住環境を整備する。	高齢者が住み慣れた自宅での生活を継続するためには、身体状況に合わせた住環境を整備する必要がある。	対象者の把握に努め、制度が必要な高齢者が利用できるようにする必要がある。	住宅改修の補助対象にならない浴室の拡大や階段昇降機の設置等のバリアフリー化に、自立支援から独自の特別給付を併せて実施するとともに、より効果的な普及方法を検討していく。	給付者 2人	給付者 84人	給付者 5人	×	・給付者 0人 他団体における、法定の住宅改修以外の補助、給付事業の事例収集を行うなど、引き続き、ガイドライン策定のための検討を行った。	×	無		
(9) 高齢者向け住環境の整備	9	長寿応援課	低所得高齢者向け住まい確保施策の検討	自立した生活を送ることが困難な低所得者の住まいを確保するための調査・研究を行う。	低所得者等であって地域での居住継続が困難となっている高齢者が増加している。	対象となる者は、社会的つながりに乏しく、把握に困難を要する。	有効に機能する施策がない現状から、実態把握を行い、実態にあった施策を検討する。	先達事例の情報収集	実態把握の実施(個別ケース把握及びニーズ調査等の活用)	住まいの確保に関する有効な施策の検討	○	引き続き、期限付き国庫補助のある「低所得高齢者等住まい」生活支援モデル事業」に関し情報収集を行った。	○	無 (「低所得高齢者等住まい」生活支援モデル事業が介護保険事業費補助金のメニューから除外されたことから、実現可能な新たな方策について調査検討を行う。)		

## 基本目標2 みんなが参加する生きがいとふれあいのあふれる元気なまちづくり

施策	番号	担当課	事業名	事業内容	事業目的(背景)	課題(問題点)	今後の展開(方向性)	実績値		事業目標		取り組み内容(H30)	達成状況(H30)	取り組み内容(R1)	達成状況(R1)	R2事業目標の見直し
								平成30年度当初	30年度	元年度	2年度					
(1) 生きがいづくりと健康ライフスタイルの推進	10	長寿応援課	いろは百歳体操支援事業	地域において実施されている介護予防事業いろは百歳体操(通いの場の立上げ及び運営の継続支援。	参加しやすい身近な地域に、住民主体の通いの場を立ち上げ、介護予防のみならず、生きがいと社会参加を促進する。	実施場所の確保、サポーター(通いの場の中心的役割を担う者)の育成、支援する側の体制の維持等	通いの場の周知と継続的支援により、高齢者が通いやすい場の着実な促進を図る。	・通いの場数 計17か所	・通いの場数 計27か所	・通いの場数 計23か所	△	・通いの場数 計23か所(新規3か所)	○	有 ・通いの場数 計22か所(コロナウイルス感染症の影響により新規の場を立ち上げる機会が減少していること、及び令和2年度に通いの場(有料老人ホーム)が1ヶ所閉鎖されたことから下方修正した)		
(2) 生涯現役の推進	11	市民活動推進課	アクティブシニア等社会参加支援事業	市民会館を会場に、行政、社会福祉協議会、シルバー人材センター、市民団体等の活動及び募集内容を紹介し、マッチングする場を提供する。	「地元で何か活動をした」と思っても、そのきっかけがつかめない、定年退職者や転入者が増加傾向にある。	対象となる市民の掘り起し、周知方法等、参加者の増加の推進	平成30年度新規事業のため、実施効果を検証し、より適切な事業運営を図る。	マッチングの場の実施回数 1回	H30年度実施状況を踏まえ、仕組みを構築し、来場者数及びマッチング数の増加を図る。 ・来場者数 72人以上 ・マッチングの場の実施回数 30年度数以上	・実施回数 1回(SNSやHP、広報などにより住民への周知を図り、平成31年1月23日に事業を実施した。21団体、72名の来場があった。)	○	2月に参加団体への説明会を開催。3月に事業を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止。	×	来場者数 平成30年度以上 マッチング数 平成30年度以上		
(3) 地域ぐるみの活動の参加促進	12	長寿応援課 共生社会推進課 市民活動推進課	生活支援体制整備事業	・第一層、第二層協議体の開催 ・住民向けフォーラム、体験会等の実施 ・生活支援コーディネーター、協議体による地域資源の把握等	多様な主体による継続的な協議と活動により、住民主体の支え合いを醸成する。	地域住民の主体性を引き出す活動を継続することにより、生活支援コーディネーター及び協議体を中心とした活動を広め、支え合いの体制の構築と人材及び団体の発掘・育成とサービスの創出等を目指す。	地域住民の主体性を引き出す活動を継続することにより、生活支援コーディネーター及び協議体を中心とした活動を広め、支え合いの体制の構築と人材及び団体の発掘・育成とサービスの創出等を目指す。	・協議体参加 第一層 87団体 第二層 計75団体 事業周知のためのフォーラム 参加者数 192人	・協議体参加 第一層 90団体 第二層 計80団体 事業周知のためのフォーラム 参加者数 200人	・協議体参加 第一層 90人 第二層 300人 事業周知のためのフォーラム 参加者数 700人	○	・協議体参加 第一層 77人 第二層 390人 事業周知のためのフォーラム 参加者数 474人 (コロナウイルス感染症の影響により協議体の上半期の開催が難しく、フォーラムの大半が個人で集まる事業の開催に困難であることから大きく下方修正をした。今後は、少人数による協議会開催や屋外での事業実施など新しい生活様式に沿った事業展開を行う)	△	有 ・協議体参加 第一層 60人 第二層 200人 事業周知のためのフォーラム 参加者数 200人 (コロナウイルス感染症の影響により協議体の上半期の開催が難しく、フォーラムの大半が個人で集まる事業の開催に困難であることから大きく下方修正をした。今後は、少人数による協議会開催や屋外での事業実施など新しい生活様式に沿った事業展開を行う)		

基本目標3 健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり

施策	番号	担当課	事業名	事業内容	事業目的(背景)	課題(問題点)	今後の展開(方向性)	実績値		事業目標		取り組み内容(H30)	達成状況(H30)	取り組み内容(R1)	達成状況(R1)	R2事業目標の見直し
								平成30年度当初	30年度	元年度	2年度					
(1) 医療と介護の連携体制の強化	13	長寿応援課	在宅医療介護連携推進事業	在宅医療介護連携代表者会議及び朝霞地区医師会等関係機関、及び近隣他市と連携し、地域における医療と介護の連携の仕組みづくりを行う。	要介護状態や持病を抱えながらも、最期まで住み慣れた地域や在宅等で、自分らしく、満足度の高い生活を過ごすため、適切な医療と介護サービスが提供され、生活の質の高い在宅生活を実現する体制が必要となる。	団塊の世代が高齢化する2025年を見据え、自宅で適切なケアとサービスが受けられるようには、意識の共有と連携の強化、仕組みの構築が必要となる。	県や医師会等の協力を得ながら、関係機関との連携を強化し、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を地域で支える仕組みづくり活動を継続、発展させる。	在宅医療介護連携代表者会議開催 3回 ケアカフェ開催 2回 在宅医療介護連携情報誌の発行 2回	在宅医療介護連携代表者会議開催 3回 医療介護連携に関する課題抽出 ケアカフェ開催 3回 講演会、研修会の開催 2回 在宅医療介護連携情報誌の発行 2回	在宅医療介護連携代表者会議開催 3回 ケアカフェ開催 3回 ケアカフェ開催 3回 講演会の開催 1回 在宅医療介護連携情報誌の発行 2回	在宅医療介護連携代表者会議開催 3回 ワークショップ 3回 ケアカフェ開催 2回 講演会の開催 1回 関係者向け研修 1回(包括ケア支援室主催) 在宅医療介護連携情報誌の発行 2回	在宅医療介護連携代表者会議開催 3回 ケアカフェ開催 1回 講演会の開催 1回 関係者向け研修 1回(包括ケア支援室主催) 在宅医療介護連携情報誌の発行 2回	○	在宅医療介護連携代表者会議開催 3回 ワークショップ 1回 ケアカフェ開催 1回 講演会の開催 1回 関係者向け研修 1回(包括ケア支援室主催) 在宅医療介護連携情報誌の発行 2回	○	有年度末にワークショップとケアカフェ開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。それ以外に計画通りに実施できた。医療職・介護職による事業のため、R2は新型コロナウイルスの動向次第で検討していく。
(2) 認知症対策の強化	14	長寿応援課	認知症初期集中支援チーム事業 認知症カフェの開催	認知症初期集中支援チームは、医療・保健・福祉に携わる関係者が、早期診断、早期対応に向けた支援を行う。また、認知症カフェは認知症高齢者や家族等が交流を深め、情報交換をする集いの場として開催する。	認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするには、認知症に対する正しい理解と診断、治療を含む適切な対応が必要となる。	かかりつけ医等、関係機関の認知症対応力の向上と地域住民のさらなる理解が必要である。	認知症高齢者やその家族が安心して生活を継続できるよう認知症の正しい理解と対応等の普及啓発・促進に努める。	認知症初期集中支援チーム 訪問14件 認知症カフェ開催回数 65回	認知症初期集中支援チーム 訪問30件 認知症カフェ開催回数 80回 認知症カフェ利用者数 1,600人	認知症初期集中支援チーム 訪問30件 認知症カフェ開催回数 80回 認知症カフェ利用者数 1,600人	認知症初期集中支援チーム 訪問30件 認知症カフェ開催回数 80回 認知症カフェ利用者数 1,600人	認知症初期集中支援チーム 訪問14件 認知症カフェ開催回数 68回 利用者数1,561人 (認知症カフェは、従来から実施していた高齢者あしん相談センター5箇所に加え、新たに4箇所(医療機関・介護施設・市民団体)が立ち上がった)	△	認知症初期集中支援チーム 訪問5件 認知症カフェ開催回数 56回 利用者数 1,251人 (コロナウイルス感染症の影響により8回実施できなかった)	×	有認知症初期集中支援チームでは元年度において訪問前に対象が入院となった事例が複数あった。認知症初期集中支援チームは、訪問の件数よりも訪問の成果に本来の目的があるため、アウトカム評価を修正する。 医療等適切な支援に繋がった率:8.5% 認知症カフェは、コロナウイルス感染症を踏まえ、下方修正した。 開催回数 23回、利用者数 180人
(3) 疾病予防とセルフケアの推進	15	長寿応援課	あなたの元気が志木市の元気表彰事業	健康寿命延伸記念品配布事業として実施、85歳で介護サービスを受けていない高齢者に記念品及び感謝状を配布する。	健康寿命の延伸と介護予防の大切さを啓発し、自立支援の意識の定着を図り、適切な医療、介護の提供とセルフケアの普及を図る。	市民の健康意識の高揚を広めるため、事業の普及と広報が必要となる。	制度の周知を各種広報媒体を通じて行うことにより、さらなる有効な意識の普及とセルフケアの重要性の普及を図る。	記念品配布数 246人	記念品配布数 250人	記念品配布数 252人	記念品配布数 245個 対象者246名に、記念品を郵送にて送付したが、受取拒否が1名いたため、245個の配布となった。 平成30年10月14日に実施した「健康まつり」にて代表者4名を表彰し、記念品及び感謝状を贈呈した。	△	記念品引換者数270名 対象者278名に対し感謝状と記念品引換券を郵送にて送付。270名の方に記念品をお受け取りいただいた。 令和元年10月20日に実施した「健康まつり」にて代表者3名を表彰し、感謝状を贈呈した。	○	有事業内容や対象者については変更はない。 コロナウイルス感染症の影響により、感謝状の贈呈式実施については、今後の状況を踏まえ検討する。	
(4) 自立支援と重度化防止等の推進	16	長寿応援課	自立支援型地域ケア会議の開催	介護保険法に定められた多職種が連携した地域ケア会議を開催し、ケアプランに対し自立支援・重度化防止の視点から専門職が助言を行う。	自立支援の意識の定着には、個別課題の解決だけでなく、プランを作成するケアマネジャーのスキルアップと自立に資するケアプランの作成が重要となった。	ケアマネジャーを含む事業関係者、及び利用者とその家族に、自立支援の考え方について広く周知する必要がある。	会議の評価や利用者への効果を検証することにより、さらなる有効な意識の普及と定着を図っていく。	自立支援型地域ケア会議の開催 3回 検討件数 6件	自立支援型地域ケア会議の開催 9回 検討件数 18件	自立支援型地域ケア会議の開催 11回 検討件数 22件	自立支援型地域ケア会議の開催 9回 検討件数 22件	自立支援型地域ケア会議の開催 9回 検討件数 18件 (年度当初に年間計画書を作成し、定期的な開催としたため、目標の達成ができた)	○	自立支援型地域ケア会議の開催 6回 自立支援型地域ケア会議スキルアップ研修 1回 検討件数 12件 (新型コロナウイルス感染症の影響により下方修正した)	○	有自立支援型地域ケア会議の開催により下方修正をした)
(5) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	17	長寿応援課	一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業の実施	・シニア体操 ・脳リフレッシュ教室 ・からだづくり教室 ・通所型介護予防事業 ・介護予防講演会	介護保険法の改正に伴い、日常生活動作の向上や社会参加、生きがいづくり等の要素に働きかける取組が必要となった。	普及啓発事業であるため、より多くの利用者に参加してもらう必要がある。	高齢者あしん相談センターとの連携により、対象者の把握を的確に行ながら、必要な者がより広く参加できるよう、効果的な事業の実施に努める。	利用実人数 724人	利用実人数 1,055人	利用実人数 750人	利用実人数 1,055人	利用実人数 543人	×	利用実人数 407人	×	有利用実人数 300人 (コロナウイルス感染症の影響により前期のシニア体操、脳リフレッシュ体操事業の開催が中止となったため下方修正をした)
(6) 任意事業の推進	18	長寿応援課	家族介護者交流事業	在宅で高齢者を介護している家族の介護負担の軽減や精神的慰労に資する事業を実施し、また介護者同士の交流及び情報交換の場を提供する。	介護負担による共倒れや介護離職等を防止するため、家族が介護から一時的に離れ、心身のリフレッシュを図る機会が必要である。	介護を一人で抱え込まないようにするため、正しい知識と事業の啓発が必要である。	より多くの利用者が参加できるように事業を継続し、対象者の把握に努めるとともに、家族介護者への適切な援助につなげていく。	利用者数 延309人	利用者数 延310人	利用者数 延300人	利用者数 延320人	利用者数 延281人	△	利用者数 延225人 ※コロナウイルス感染症拡大防止の為、利用者数減	△	有新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度についても引き続き中止等の対応をとる可能性もあるため、下方修正する。 また、開催にあたっては、感染症予防対策を講じたうえで、介護者同士の交流及び情報交換の場が途切れないよう支援する。 利用者数 延200人

基本目標4 介護保険を安心して利用できるまちづくり

施策	番号	担当課	事業名	事業内容	事業目的(背景)	課題(問題点)	今後の展開(方向性)	実績値		事業目標		取り組み内容(H30)	達成状況(H30)	取り組み内容(R1)	達成状況(R1)	R2事業目標の見直し	
								平成30年度当初	30年度	元年度	2年度						
(1) 介護保険サービスの提供と質の向上	19	長寿応援課	介護認定審査会の実施	要介護等認定申請があった場合に、医療・福祉・保健の有識者による「介護認定審査会」による審査を実施する。	公平かつ適切な審査による要介護認定の適正化は、介護保険事業の安定的運営につながる。	要介護認定調査員の確保に努め、研修等による質の向上を図るとともに、介護保険法に定められた30日以内に審査期間を短縮する必要がある。	介護認定審査会の適正運営の継続や認定調査員等の質の維持向上等に努めるとともに、認定審査期間を第8期計画で30日に短縮することを目指し、制度としての質の向上を図る。	要介護認定申請者数2,881件に対して、申請から認定までの期間 42.2日	申請から認定までの期間 41.0日	申請から認定までの期間 40.0日	申請から認定までの期間 37.0日	申請から認定までの期間 38.1日 介護認定審査会 54回 簡素化実施 25件 年度途中で審査委員の離職、認定調査員の退職等があったが、早期に人員確保し介護認定審査会・認定調査ともに滞りなく実施 目標達成	○	申請から認定までの期間 39.2日 介護認定審査会 76回 簡素化実施 48件 介護認定審査会・認定調査ともに滞りなく実施 目標達成	○	無 コロナウイルス感染症の影響により、認定調査が滞り、申請から認定までの期間が4月の時点で42.1日と目標値から大幅にずれが生じた。その後厚生労働省からの通知により、更新申請対象者の認定有効期間を最大12ヶ月延長可能となる措置がとられたことにより、通常の更新申請対象者が減少した。そのため目標の見直しは行わず、引き続き介護保険法に定められた30日以内を目指す。	
(2) 介護保険事業の安定運営と保険者機能の強化	20	長寿応援課	認定訪問介護員合同養成研修の開催	訪問型サービスを担っていく人材を確保するため、認定訪問介護員養成研修を実施し、研修修了者を介護事業所への雇用につなげる。	総合事業の開始に伴い、掃除や洗濯等の生活援助を行う、緩和された基準に基づく訪問型サービスの担い手を各市町村が育成する必要がある。	研修修了者を受け入れる事業所の増加が必要である。	研修の継続により、人材の育成と確保、雇用する機会の増加に努め、介護人材の増加を図る。	研修修了者数 7人 就労数 計3人	研修修了者数 10人 就労数 計3人	研修修了者数 15人 就労数 計5人	研修修了者数 15人 就労数 計7人	研修修了者数 16人 就労数 計2人	△	研修修了者数 8人 就労数 計0人 (コロナウイルス感染症の影響により第1回養成研修が中止。その後の養成研修にも影響が考えられるため、下方修正を行う。今後は少人数での開催など新しい生活様式に沿った形で研修が実施できるよう3市で検討していく)	×	有 研修修了者数 10人 就労数 計2人 (コロナウイルス感染症の影響により第1回養成研修が中止。その後の養成研修にも影響が考えられるため、下方修正を行う。今後は少人数での開催など新しい生活様式に沿った形で研修が実施できるよう3市で検討していく)	
													令和元年度達成状況	達成 (○)	10	一部達成 (△)	3
														不達成 (×)	7		